

利子補給金交付申請にあたっての記入上の注意

【提出物】

①利子補給金交付申請書②請求書③納税証明書(完納証明)

〈①利子補給金交付申請書〉

- 住所は、法人の場合は登記住所、個人の場合は自宅住所(住民登録住所)としてください。
個人の場合、事業所所在地が異なる場合は、事業所所在地欄にもご記入ください。
- 氏名は、実際に(株)日本政策金融公庫で融資を受けて返済されている方(融資後に変更があった場合は変更後の方)をご記入ください。
- 印鑑を必ず押印してください。(法人の場合は代表者印 会社名のみ印鑑では受理できません。)
- 補給金交付申請額の欄は記入しないでください。

〈②請求書〉

- 住所・氏名・印鑑は、すべて申請書と同一としてください。
- 住所・氏名・口座振替依頼の欄のみ記入してください。その他の欄へは何も記入しないでください。
- 口座名義は正確に記入(ふりがなも忘れず記入)してください。

〈③納税証明書(完納証明用)請求〉

- 市税の納付確認には、2週間程度かかる場合がありますので、念のため領収書など納付の確認ができるものを窓口へ持参してください。
- 本人確認のため、身分証明書が必要となります。
- 代理人が請求される場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要となります。
- 委任状の委任者の印鑑は、必ず代表者印を押印してください。(会社名のみ印鑑は不可)
- 証明書の発行は、1枚につき300円必要となります。

【その他・お願い】

- 訂正がある場合は、必ず訂正印(申請書と同じ印)を押し、修正テープや砂消しなどは使用しないでください。
- 以前申請をされたことがある事業者の方は、出来るだけ前回と同じ口座を記入するようにしてください。
- 尾道市の物品等指名業者に登録されている、また振込口座を指定登録されている事業者の方は、必ず登録と同じ内容で申請してください。

(記 入
例) 年 月 日

尾 道 市 長 様

請求書と揃えてください。

住所

氏名

印

個人で上記住所（住民登録住所）と事業所所在地が 場合：

(事業所所在地)

法人の場合、代表者印を押印
してください。
(法人名のための印鑑は不可)

利 子 補 給 金 交 付 申 請 書

小企業等経営改善資金等利子補給金交付要綱に定める補給金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により申請します。

空欄

1 補給金交付申請額

円

2 添付書類

(1) 納税証明書(完納証明)

(2) 請求書

3 特記事項

補給金の交付決定の審査に当たり特に必要な場合は、市税の納付状況について担当課へ照会することに同意します。

